

小委員会（ワーキングチーム）について

1. 目的

滋賀県障害者プランの改定にあたり、重点施策や障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項等について、現状を的確に把握したうえで課題を抽出し、その課題に対応した方向性を検討するため、「滋賀県障害者プラン改定小委員会（ワーキングチーム）」を設置する。

2. 構成等

- ・ 現行の重点施策の体系をベースに以下の 6 分野の小委員会を設置
- ・ 会議は分野ごとに 1～2 回程度開催

※小委員会において、共生社会づくりを目指すための条例についても併せて議論する予定。

分 野	担当係	関係所属
地域生活支援(重点3)	企画指導係	健康福祉政策課 医療政策課
教育(重点5)	社会活動係	特別支援教育課
障害児支援(重点6)	企画指導係	子ども・青少年局 健康寿命推進課
地域包括ケアシステム・相談支援(重点7)	企画指導係	医療福祉推進課
文化・芸術(重点8)	社会活動係	文化振興課
情報コミュニケーション(新)	共生推進係・社会活動係	

- ・ 以下の分野については、それぞれ既存の会議等で対応

分 野	担当係	会議等の名称
発達障害(重点1)	社会活動係	発達障害者支援地域協議会
就労(重点2)	社会活動係	滋賀県障害者自立支援協議会(就労部会)
高齢障害(重点3)	企画指導係	障害高齢者支援研究会議
精神障害(重点4)	精神保健福祉係	精神保健福祉審議会
スポーツ(重点8)	社会活動係・共生推進係	スポーツ推進審議会※
難病(新)	障害認定難病係	難病対策推進協議会

※今年度、スポーツ推進審議会において「スポーツ推進計画（H25～H29）」の改定について審議される予定であり、そちらの議論を踏まえスポーツ局にて意見集約

3. 小委員会（ワーキングチーム）での作業内容

- (1) 現在の重点施策等の評価
- (2) 課題の抽出・整理
- (3) 次期重点施策等の検討
- (4) その他